

# <宅地（保留地）の購入までの流れ>

## 購入希望者

- ◎ 次の方は、申込みができません。
  - ア) 未成年者
  - イ) 被後見人又は被保佐人
  - ウ) 買受申込みする方と同一世帯の方
  - エ) 市税等の滞納者（市外の方は、居住市町村税の滞納者）
  - オ) 個人で過去に当事業により一般保留地を購入している方
  - カ) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第1項に規定する「排除措置対象者」に該当する方
  - キ) 転売目的で購入しようとする方（個人に限る）

## ① 買受申込をする

申込期間：R3. 7. 12(月)～R4. 3. 11(金)

「保留地買受申込書」・「確認書」に記入し、申し込む。

- ※ 申込人が個人の場合は「世帯全員の住民票」及び「申込人の印鑑証明書」を添付してください。
- ※ 申込人が法人の場合は「商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）」及び「法人の印鑑証明書」を添付してください。
- ※ 「確認書」で申告していただいた申込資格を確認するため、次の書類も添付してください。
  - ア) 身分証明書（個人のみ）【申請窓口：本庁市民課・各支所・各市民サービスセンター】
  - イ) 市税等の完納証明書  
(未課税の場合「徴収簿に登載なし」)  
【申請窓口：本庁市民課・各税務事務所・各支所・各市民サービスセンター】
- ※ これらの書類は、郵送でも受け付けますが、次の点にご留意願います。
  - 受付期間内に届いたもののみ受付となりますので、余裕をもって送付してください。  
(募集締切日以前の消印であっても、募集締切日（令和4年3月11日）に買受申込書等が勿来区画整理事務所へ到着しなかった場合は受付できません。)
  - 本件は先着順による販売であることから、買受申込書等が勿来区画整理事務所へ到着する前に別の方が申込まれる場合もありますので、御了承願います。

※ 先着順による受付

審査

審査した結果、申込資格を満たしていないと判断した場合、契約することはできません。

「売却決定通知書」による通知

- 審査した結果、申込資格を満たしていると判断した場合、市から「売却決定通知書」により売却決定が通知されます。
- ※ この通知書には、契約締結期限（売却決定通知日から2カ月程度）が記載されています。この期限内において、「土地売買契約書」により契約しなければなりません。

## ② 契約保証金の納入

「納入通知書兼領収証書」により、契約保証金を納入してください。

- ※ 契約保証金の額は、売買代金の約5%の額となります。
- ※ 契約後は契約保証金を売買代金に充当することができます。

## ③ 売買契約の締結

「土地売買契約書」により、契約を締結します。

②、③は同一日  
となります。

### 【契約保証金】

No.1	:	503,000円
No.2	:	824,000円
No.3	:	454,000円
No.4	:	622,000円
No.5	:	470,000円
No.6	:	562,000円
No.7	:	512,000円
No.8	:	417,000円

## ④ 売買代金（残額）の納入

契約締結の日から10日以内に納入してください。

- ※ 売買代金（残額）とは、販売価格から契約保証金を引いた額です。

## 売買代金完納後は、その土地を使用することができます。

- ※ 家屋等の建築物、外構等の工作物を新築する際は「施行区域内建築行為等の許可申請」が必要です。
- ※ 当該保留地に自宅を新築するなどし、契約時点と契約者の住所が異なったときは「権利移動届出書」を提出してください。

## <購入した宅地（保留地）の登記について>

購入した宅地（保留地）は、事業完了時の換地処分という手続きののち、いわき市から購入者への所有権移転登記を行います。

このため、契約時から換地処分までの間は、登記簿謄本がない状態となりますが、各種の権利は、施行者が管理する台帳に記載し保全します。

- ※ 事業完了は、令和11年3月31日以降を予定しています。